

## 1 事業の目的

地域医療構想で掲げる病床の機能分化・連携の推進のうち、圏域において過剰であると推計されている急性期病床又は慢性期病床を含み、一般病床又は療養病床を削減するための取組への支援により、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る。

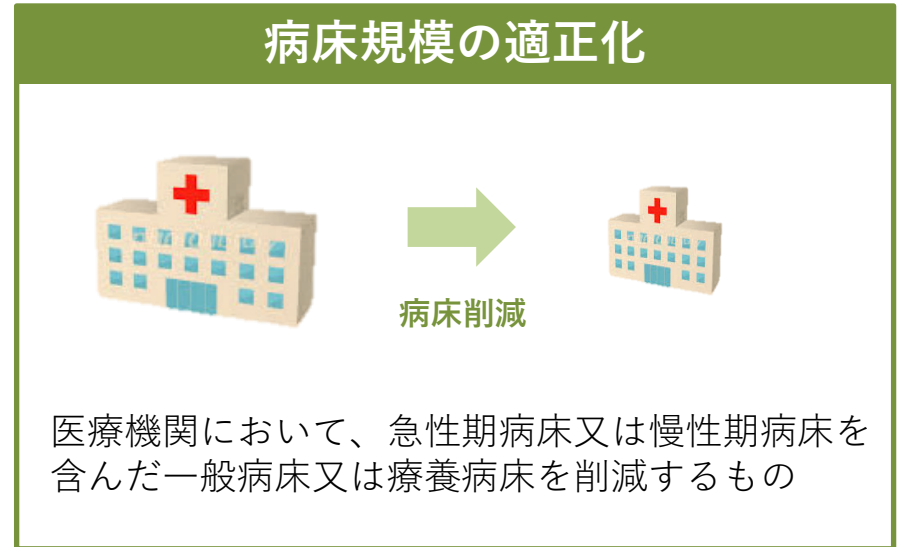
## 2 補助事業対象者

県内の病院及び有床診療所の開設者

## 3 補助対象要件

過剰病床機能（急性期・慢性期）を含む病床数※10%以上削減（地域で不足する診療機能の病床の削減は認めない）

※ 最大使用病床数



# 病床規模適正化整備支援事業

## 4 補助基準単価及び補助率等

以下の区分に要した経費等の1/2を補助する。ただし、補助基準単価に削減病床数を乗じた額の1/2を上限とする。

区分	内容	基準額	補助率	対象経費等
建物の処分	病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）の処分	924千円/床	1/2	病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却等）に係る損失であって、財務諸表上の特別損失に計上され、かつ、次に掲げる要件を満たすもの
医療機器の処分	病床削減に伴い不要となる医療機器（削減する病床等で使用されていたもの）の処分			

※ 対象経費等については、次に掲げるものを条件とする

- (1) 兵庫県地域医療構想の公示の日前に取得した施設又は設備の処分に係るものであること
- (2) 「固定資産除却損」「固定資産廃棄損」又は「固定資産売却損」のいずれかの勘定科目に該当するものであること
- (3) 関係事業者（医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と医療法施行規則第32条の6第1項第1号で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却については、複数の不動産鑑定士又は専門事業者の鑑定によって大幅な乖離がないと認められる場合（売却後において購入者が使用しない場合及び売却者が継続使用する場合を除く。）に限る。

## 5 補助金交付申請の流れ

### (1) 事前協議書の提出

「保健医療部補助金交付要綱」の別表に沿った事業計画書を作成のうえ、「事前協議書」を後頁記載の「事前相談・協議窓口」に提出



### (2) 圏域地域医療構想調整会議での協議・合意



### (3) 県医療審議会（医療計画部会）での協議・合意

※ 年2～3回程度開催予定。開催時期については別途お問い合わせください。



### (4) 補助金交付申請

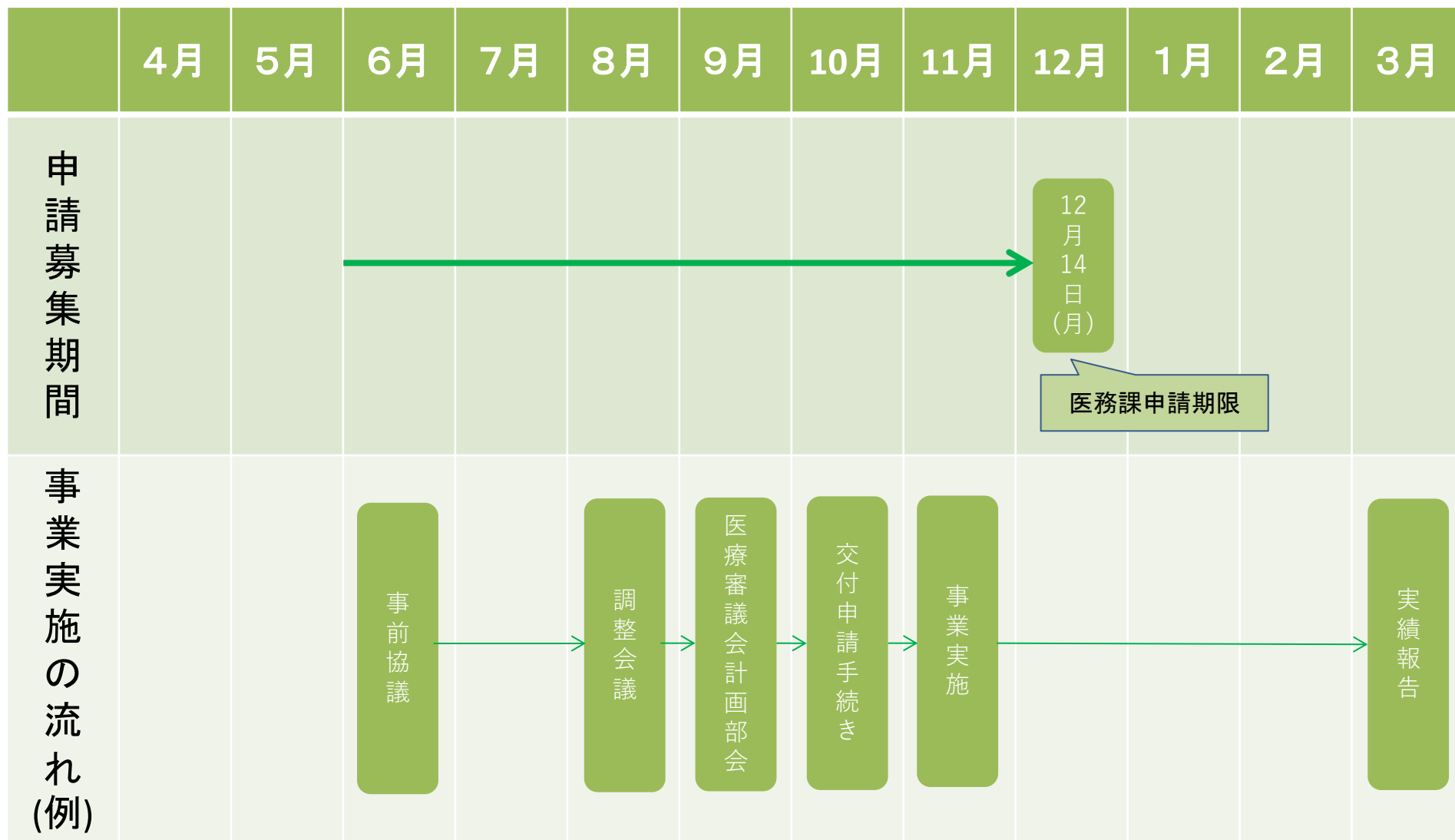
「保健医療部補助金交付要綱」の別表に沿った様式等を作成のうえ、県医務課あて交付申請書等を提出（令和8年12月14日(月)まで）



### (5) 補助金交付決定

# 病床規模適正化整備支援事業

## 6年間スケジュール（想定）



※ 申請募集期間の中で随時募集

※ 医療審議会計画部会は、年2～3回（9月、12月、2月頃）開催予定（上図は、年2回ほど計画部会を開催した場合を想定）

※ やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた補助事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。

## 7 補助事業実施に係る主な留意事項

- (1) 補助事業者が、補助金申請書に添付する整備計画は、予め整備する施設が所在する二次医療圏単位に設置する圏域地域医療構想調整会議及び兵庫県医療審議会の意見を踏まえたものでなければならない。
- (2) 事業着手は、原則として、補助金の交付決定の日からとなる。  
やむを得ず補助金交付決定前に事業着手する場合は、少なくとも圏域地域医療構想調整会議で了承を得られた事業計画であることを前提に、別に定める交付決定前着手届を提出する必要がある。
- (3) 補助事業者は、当該補助金の交付と対象経費が重複する他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (4) その他、厚生労働省が定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12付け医政発0912第5号）の各事項を遵守すること。
- (5) 事業の実施に際し、原則として一般競争入札によるものとする。なお、入札を行う場合は、医療機関が所在する市町又は県の入札基準に準ずるものとする。

※ その他留意事項については、「保健医療部補助金交付要綱」の別表に記載

# 病床規模適正化整備支援事業

## <事前相談及び事前協議書（事業計画書）提出の窓口>

県内8の2次医療圏域毎に設置されている「地域医療構想調整会議」の事務局機能を担う以下の企画調整業務（病床機能に関する含む）を所管する担当課(係)が窓口となります。

※ 提出（相談）する際には、事前に電話にて報告をお願いします

圏域		市町名	事前相談及び事前協議書の提出の窓口	補助金
神戸		神戸市	神戸市健康局地域医療課 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館19階 電話078-322-5246	兵庫県医務課 企画調整班 電話 078-341-7711 内線(73754)
阪神	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市	芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）企画課 芦屋市公光町1-23 電話0797-32-0707（代）	
	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市 三田市、猪名川町	宝塚健康福祉事務所（宝塚保健所）企画課 宝塚市東洋町2-5 電話 0797-61-5172	
東播磨		明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、播磨町	加古川健康福祉事務所（加古川保健所）企画課 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 電話 079-421-9292	
北播磨		西脇市、三木市、小野市 加西市、加東市、多可町	加東健康福祉事務所（加東保健所）企画課 加東市社字西柿1075-2 電話 0795-42-9355	
播磨 姫路	中播磨	姫路市、神河町、市川町、福崎町	中播磨健康福祉事務所 企画課 姫路市北条1-98 電話 079-281-9207	
	西播磨	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、 太子町、上郡町、佐用町	龍野健康福祉事務所（龍野保健所）企画課 たつの市龍野町富永1311-3 電話 0791-63-5150	
但馬		豊岡市、養父市、朝来市 香美町、新温泉町	豊岡健康福祉事務所（豊岡保健所）企画課 豊岡市幸町7-11 電話 0796-26-3655	
丹波		丹波篠山市、丹波市	丹波健康福祉事務所（丹波保健所）企画課 丹波市柏原町柏原688 電話 0795-73-3776	
淡路		洲本市、淡路市、南あわじ市	洲本健康福祉事務所（洲本保健所）企画課 洲本市塩屋2-4-5 電話 0799-26-2036	